

審査の結果の要旨

在朝日本人社会の形成に関する歴史学的研究  
—居留民団体・植民地空間の変容に着目して—

李 東勲

本論文は、朝鮮に在留し生活した日本人（在朝日本人）の動向について、歴史的事実を明らかにし考察したものである。対象時期は、朝鮮釜山の開港以降、在朝日本人社会が形成されて以降、在朝日本人のなかで定住・定着意識が強まる 1920 年代半ばまでとなっている。論文の構成は、序章と第 1～7 章、終章、および参考資料及び文献一覧となっており、字数は約 32 万字、このほかに 64 の統計表、17 の図を含む。

その内容を簡略に述べると次のようである。序章では、これまでの在朝日本人を対象とする研究の動向について、近年、研究対象の細分化とともに、歴史学に関わるアプローチはもとより、文化人類学や社会学、ジェンダー論の方法によるものも増え、研究が多様化していることが指摘される。しかし、依然として、分野としては政治・経済活動、時期としては合法的領域がある程度存在していた文化政治期に研究が偏重している状況があり、これに対して、本論文では、在朝日本人社会について、民衆の共同性、独自の社会形成の様態をさぐり、植民地統治権力や朝鮮人との関係のなかで生じている意識体系をも解明していくこと、時期としては在朝日本人の形成期から定着期、つまり 1880 年代以降 1920 年代半ばまでを集中的に分析対象とすることが述べられる。

第 1～7 章の本論のうち、第 4 章までは「第 1 部 在朝日本人社会の形成と社会様態」というまとまりを与えられている。第 1 章は、統計資料から、在朝日本人社会の様相を明らかにしたものである。そこでは、人口総数の推移、主要地域の人口、性、本籍地、職業別の人口のほか、労働賃金や郵便貯金額、電話加入率などにおける朝鮮人との差を提示して、民族別のヒエラルキーの実態を示してもいる。第 2 章は、在朝日本人が、地域ごとに組織した居留民団体に焦点が当てられ、そこでの有力者層がどのような人物であったか、自治をめぐる議論の内容と、植民地統治権力の方針、そのもとでの組織と制度の変化等について詳しく論じられている。居留民団体が日本国内の地方自治制に近づける方向で整備されていったこと、日清戦後頃より憲法適用や法人化の要請があり、日露戦時に居留民団法制定、施行、その後の民長官選と韓国併合後の居留民団の解散、府制実現という経緯、官公吏主導の社会への変貌の様子が記されているとともに、在朝日本人における自治意識が、朝鮮人社会との分離、特権維持を求めるものへとなっていったことが指摘されている。第 3 章は、在朝日本人の間で重要事業として認識されていた、日本人児童に対する教育事業を取り上げ、実行団体についての制度を解明し、これについての言説を分析している。制度

整備の過程、学校組合による学校設置の事実を記すとともに、朝鮮人との関係性から国庫補助等において日本本国並とはいかず、そこから在朝日本人の「犠牲」意識＝「植民者意識」が構築されたとする分析を導き出している。第4章では、在朝日本人がその居住地について記した地誌を取り上げている。刊行目的や執筆者・記述内容の検討から、在野性、反官意識や、「朝鮮開拓の先駆者」としての「苦難」「奮闘」という集団的記憶が共有され、そこから「郷土」が創造されたことが指摘される。

第5～7章は「第2部 在朝日本人社会と植民地空間」となっている。第5章は、京城府（＝ソウル）で1915年に開催された朝鮮物産共進会を取り上げている。共進会の計画に対して当初、在朝日本人の反応は冷たかったが、のちに景気改善の期待から協賛活動が取り組まれたこと、植民地支配5年間の「進歩改善」という宣伝に共感していたこと、宣伝への共感に植民地支配の正当性を確認したいという欲望によるものであったことなどが指摘されている。第6章は、植民都市として発展していった仁川について、特に築港工事に着目して日本人がどのような動きを見せたかを述べている。国家的事業であるとして築港工事の請願が行われたこと、「天皇への恩恵」を意識しつつ起工が祝賀されたこと、築港工事によって朝鮮人労働者流入に伴う支配―被支配の社会構造を持つ都市となったことなどが明らかにされている。第7章は、朝鮮各地に作られた神社と地域社会との関係を論じている。韓国併合を経て朝鮮の居留民神社は国家的機能が期待され、天照大神奉斎神社に転換し、それによって居留民社会の統合が進められていったことが述べられるとともに、地域の朝鮮人の包摂の動きやそうしたなかでの民族的な軋轢についても触れられている。

結論では、以上のような本論の内容のまとめが示されている。そのうえで、これ以降の時期については、本論で取り上げた時期に形成された、植民者意識の心性が朝鮮人の独立運動への強硬な反対やあるいは実利を追求しつつ朝鮮人有力者層への接近につながるという推察も示され、同時に、史料的な限界から考察が不十分であった部分をさらに補強していくこと、ほかの植民地との比較検討をすべきことなどが今後の課題として述べられている。

以上のような内容の本論文に対して、審査委員からは次のような評価が与えられた。

まず、本論文は、豊富な史料に基づくものになっている。利用した史料は、日本の外務省記録や韓国の国家記録院に残る、日本国外務省、在韓日本国公使館、韓国統監府、朝鮮総督府等の関連文書、朝鮮で刊行された日本語の新聞・雑誌、居留地別の「発展史」＝地誌、関係者の回顧録等であり、在朝日本人の歴史を明らかにするうえで、必要にして十分な史料を調査、参照したといえる。それらの史料の丹念な読み込みによって明らかにされた在朝日本人がおかれた状況、法的制度、彼ら自身の意識の実態と、その変容についての説明、分析も妥当なものである。その意味で、本論文は、堅実な歴史研究の手法に則って、明らかにすべきことを示した研究となっている。

そして、本論文では、在朝日本人について、これまでにあまり注目されてこなかった側面から論じた点、新しい史料に基づく基礎的な事実の提示等がなされている。とりわけ、

植民者の心性に注目した議論の展開は、新たな研究を切り開いたものとして重要である。この点に関しては、従来、十分な考察がなされてこなかった。これに対して、本論文では、居留民の自治制度や教育、共進会開催、都市整備に関係する具体的な問題における在朝日本人の活動、そこに現れた言説を通じて、あるいは地誌における記述をもとに考察し、多角的に明らかにしている。そこでは、朝鮮における日本人先駆者でありながら権利面で犠牲を強いられており、それらが相まって反官意識（植民地統治権力への対抗、反感）が生じていることや、居住地での実利追求への高い関心、朝鮮人と区別して特権を保持しようとする意識、日本人のみの空間としての郷土意識の形成等が指摘されている。このことは、ともすれば、日本の朝鮮侵略の先導者であり、植民地支配を草の根で担った存在としての側面のみが強調されてきた、在朝日本人の単純なイメージを修正するものとなった。同時に、近年の近代日本の移民史研究において、在外日本人をめぐる政治的権利の要求と既得権とのあいだのジレンマに関する議論が注目されているなかで、移動先の社会における状況を提示した本論文は、重要な意義を持ち、研究の深化を促すと考えられる。

また、第 1 章では今回発見した史料から、いくつかの点で在朝日本人にかかわる統計の修正、再計算も行っている。根本的な認識の変更が迫られるというわけではないが、在朝日本人社会の実態を把握するうえでの学問的貢献として評価できる。さらに、細かな史料から丹念に事実を拾い出し、基礎的なデータをまとめた部分も貴重である。具体的には、居留民団の議員に関する、渡航年・学歴・職業等の整理、在朝日本人が作成した地誌に関する刊行主体・刊行年・作成経緯、居留地の神社については、創建年、祭神、氏子組織等を整理した一覧表などが作成されており、これらは、今後、多くの研究者が参照することになるだろう。

このような、本論文の学問的方法の着実さ、この分野における研究において持つ意義についての評価があった一方で、問題点や疑問もいくつか提示された。

まず、本論文において史料から導き出される分析・指摘は妥当であるが、これは、これまで在朝日本人社会について、考えられてきたこと、推測されてきたことの範囲内の、いわば穏当な結論が並んでいる。多大な史料をもとにした論考である反面、提示される歴史像、結論は物足りなさを感じさせるものとなっているのである。また、各章のそれぞれが扱っている事象は興味深いとしても、それらの相互の関連をもとに、在朝日本人社会がどのようなものであるかを明確にする内容になっているとは言い難いとの評価も与えられた。このほか、在朝日本人の植民地意識を論じた部分についても、それぞれの時期の状況の違い、そのなかで、ある種の記憶が呼び起こされて論じられる背景等にも踏み込んだ分析が必要であること、都市における居留者の意識、都市建設との関わりを論じるとすれば、ほかの植民地の事例とともに、例えば、植民地という共通性を持たないが急速な人口流入のもとで都市形成がなされた点で類似する横浜等の比較の視野もあり得たのではないかと、いった意見も出された。

しかし、今日、在朝日本人社会に関わる様々な研究が蓄積されてきたなかでは、先行研

究を完全に覆すような論証を提示できないことは当然である。そして、このことは本論文の筆者が、さまざまな先行研究を無視せずに、参照したうえで、本論文を作成し、無理に飛躍した議論を展開していないということでもある。また、議論が拡散した印象を与えていることは否定できないとしても本論文が、在朝日本人社会の重要な側面を多角的に明らかにしたことは間違いない。本論文によって、その著者が、広い視野から、多くの史料を調査・発掘し、丹念に読み込むとともに着実な議論を展開する能力を備えていることを十分証明されたと言うことができるのであり、そこにおける若干の瑕疵も重大な欠点とは言えない。また、そこで示された基礎的なデータ、史実の整理、分析は、日朝関係史、朝鮮近代史、移民社会史等の分野において、今後、広く参照されることも確実である。

以上のことから、本審査委員会は、本学位請求論文に対して博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。